

平成 24 年度第 1 回大阪府消費者保護審議会条例改正検討部会

日時：平成 25 年 3 月 4 日（月）午後 2 時から

場所：大阪府庁別館 6 階会議室

1 府消費者保護条例の改正に係る検討課題について

2 検討課題と論点について

3 その他

《添付資料》

- 資料 1-1 大阪府消費者保護条例
- 資料 1-2 大阪府消費者保護条例施行規則
- 資料 2-1 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文
- 資料 2-2 特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
- 資料 3 平成 24 年度第 2 回埼玉県消費生活審議会(H24.9.11)資料
- 資料 4 大阪府消費者保護条例逐条解説抜粋(規則第 5 条関係別表 1 項ト)
- 資料 5 消費者教育の推進に関する法律の概要(消費者庁作成)
- 資料 6 消費者教育の推進に関する法律
- 資料 7 都道府県条例における規定内容(消費者教育関係)
- 資料 8 消費者安全法(抜粋)
- 資料 9 都道府県条例における規定内容(情報提供(あっせん、調停に関するものに限る)関係)
- 資料 10 都道府県条例における規定内容(除外規定関係)
- 資料 11 都道府県条例における規定内容(基本計画関係)
- 資料 12 大阪府消費者保護審議会答申(平成 17 年 1 月 25 日)

条例の改正に係る検討事項と課題

- 1 特定商取引法の一部を改正する法律施行に伴う事項
 - 不招請勧誘行為の禁止規定のあり方
 - 消費者と事業者間の取引行為の定義について
 - クーリング・オフ期間中の事業者の行為規制について
- 2 消費者教育の推進に関する法律施行に伴う事項
 - 消費者教育の推進に向けた規定整備のあり方
- 3 消費者安全法の一部を改正する法律施行に伴う事項
 - 財産に関する消費者事故等の規定整備について
- 4 苦情審査委員会の実施規定に伴う事項
 - あっせん、調停における公表規定等の整備について
- 5 自主行動基準の届出の実施に伴う事項
 - 届出に伴う規制のあり方について
- 6 悪質事業者への勧告指導の実施に伴う事項
 - 勧告に係る排除規定の整備について
- 7 消費者基本計画について
- 8 条例等の名称について
- 9 集団的消費者被害回復制度の実施に伴う消費者団体との連携について

検討事項に係る課題等について

1 特定商取引法の一部を改正する法律施行に伴う事項

今回、新たに訪問購入として新たに取引類型が法制化され、訪問購入事業者に対する不当な勧誘行為等について規定が整備された。

これに伴い府条例の規定について、同法との整合性等を図り、条例上の規制対象としてはどうか。

<検討課題>

① 不招請勧誘行為の禁止規定のあり方

訪問購入については、不招請勧誘の禁止の行為規定が整備されたが、適用除外物品及び態様が定められていることから、条例での規制における法的課題等について

(参 考)

- ・平成17年1月17日付け「大阪府消費者保護条例の改正にあたり、盛り込むべき基本的事項について（答申）」において、
不当な取引行為として不招請勧誘の禁止を規定すべきかどうか議論され、「事業活動の事由を侵害することから、直ちに条例で規制することは困難である。ただし、今般、金融先物取引法に、一般顧客に対する不招請勧誘の禁止規定が設けられたところであり、府においても、高齢者等を保護するための何らかの措置をとることができないか。今後、引き続き、その規制のあり方を検討すべきである。」とされた。

- ・資料4 大阪府消費者保護条例逐条解説抜粋

(規則第5条関係別表1項ト)

- ◇大阪府においては、既に条例施行規則第5条別表第1項トで「訪問販売お断り」ステッカーにより、訪問販売に伴う勧誘を禁止している。
(オプトアウト)

- ・資料3 平成24年度第2回埼玉県消費生活審議会(H24.9.11)資料
- ・資料2-2 特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令
新旧対照条文

② 消費者と事業者間の取引行為の定義について

訪問購入においては、消費者がモノを売って金銭を受け取ることから、以下の規定内容について見直してはどうか。

ア、基本理念について（第2条）

イ、事業者の責務等について（第4条）

ウ、不当な取引行為について（第16条）

（参 考）

- ・ 資料3 平成24年度第2回埼玉県消費生活審議会（H24.9.11）資料

③クーリング・オフ期間中の事業者の行為規制について

訪問購入についても、クーリング・オフが規定され、これを担保するため買取り事業者に下記の義務規定が整備された。

このため、当該事業者がこの規定に違反する行為を不当な取引行為として規制すべきかどうか。

ア、購入業者は、クーリング・オフ期間中は、引き渡しを拒むことができる旨を消費者に告げる義務がある。（法第58条の9）

イ、購入業者は、クーリング・オフ期間中に第三者へ引き渡したときは、必要な事項を消費者に対し通知する義務がある。（法第58条の11）

ウ、購入業者は、クーリング・オフ期間中に引き渡しをした第三者に対し、消費者からの解除可能性等が有る旨を通知する義務がある。（法第58条の11の2）

2 消費者教育の推進に関する法律施行に伴う事項

<検討課題>

○消費者教育の推進に向けた規定整備のあり方

消費者教育の推進に関する法律の制定を受け、同法との整合性等を図り、現在、条例第五章（雑則）に、情報の提供及び消費者教育等（第30条）として規定しているが、新たに消費者教育の章を設け、消費者教育推進法を踏まえ規定整備することとしてはどうか。

（参 考）

- ・資料5 消費者教育の推進に関する法律の概要（消費者庁作成）
- ・資料6 消費者教育の推進に関する法律
- ・資料7 都道府県条例における規定内容（消費者教育関係）

3 消費者安全法の一部を改正する法律施行に伴う事項

今回の消費者安全法の改正により、国においては「消費者事故等」に係る事故、事態に対する調査等の対象範囲が大幅に拡充されたところであり、府条例においてもこれに伴い府条例の規定について、同法との整合性等を図り、条例上の規制対象としてはどうか。

<検討課題>

○財産に関する消費者事故等の規定整備について

府条例では、第二章第一節（危害の防止）を設け第8条（勧告等）及び第9条（調査等）、第10条（緊急危害防止措置）の各条において、「商品及び役務等がその欠陥により消費者の生命、身体又は財産について、危害を発生させ、又は発生させるおそれがあると認めるときは、・・・」として、いわゆる欠陥商品等による危害を想定しているが、今回の法改正の趣旨を踏まえ、財産に関する事故等の事態について、条例第二章第一節（危害の防止）に追加することとしてはどうか。

（参 考）

- ・資料8 消費者安全法（抜粋）

4 苦情審査委員会の実施規定に伴う事項

苦情審査に係るあっせん又は調停の実施に伴う規定について、より明確に規定してはどうか。

<検討課題>

○あっせん、調停における公表規定等の整備について

- ・ 現在、あっせん又は調停の経過及び結果の公表については、消費者への積極的な情報提供を行う趣旨から、条例第30条に基づき情報提供（公表）しているが、より明確に規定してはどうか。
- ・ あっせんにおいては、事業者の協力等を得て出席及び説明、資料の提出を求めているが、これについて規定を整備して明確にできないか。
- ・ 調停において、初回審議のみに出席した事案もあるが、このような場合の事業者名等の公表はできないか。

(参 考)

- ・ 資料9 都道府県条例における規定内容（情報提供（あっせん、調停に関するものに限る）関係）

5 自主行動基準の届出の実施に伴う事項

自主行動基準の届出について、より本制度の有効な運用が図られるよう規定整備してはどうか。

<検討課題>

○届出に伴う規制のあり方について

府条例では、第11条第4項において、「知事は、届出があった場合においては、その届出に係る基準の内容が条例に規定する目的に適合すると認めるときは、規則で定める事項を公示しなければならない。」ことから、届出時の苦情・相談状況等を踏まえ、行えるものできないか。

6 悪質事業者への勧告指導の実施に伴う事項

<検討課題>

○勧告に係る排除規定の整備について

不当な取引行為が、特商法及び条例のそれぞれの違反構成要件に該当していれば、法に基づく処分と条例に基づく勧告を行っているが、法的効力の観点からは、法に基づく処分があれば、行政指導にあたる条例に基づく勧告を行う必要性はないとも考えられるため、規定の整備をしてはどうか。

(参 考)

北海道や埼玉県、千葉県等の消費者保護条例における勧告については、「法令に特別の定めがある場合を除き、条例による勧告をすることができる。」と規定し、法律等により同様の措置がされる場合は、条例に基づく勧告措置との重なりを回避している。

(参 考)

- ・資料10 都道府県条例における規定内容（除外規定関係）

7 消費者基本計画について（委員からの意見）

「大阪府消費者施策の概要」について、平成21年度版以降、未報告となっていること及び、当審議会委員の意見を施策に反映させる必要があることから、今回の条例改正にあたり「消費者基本計画」の策定を明記すべき。

（参 考）

大阪府消費者保護審議会 条例改正検討部会における平成17年1月17日付け「大阪府消費者保護条例の改正に当たり、盛り込むべき基本的事項について（報告）」において、

「府においては、すでに総合的体系的な施策を推進するため、消費生活センターが関係部局と連携して作成している「大阪府消費者施策の概要」において「体系別施策一覧」を毎年とりまとめている。

従って、今後は、こうした消費者施策を真に実効性あるものとするために、条例改正を契機に、消費者問題について、市町村と連携しながら広く府民にその趣旨を周知するとともに、府民からの相談とその処理、情報提供や啓発などの実施結果を明らかにし、施策の評価や今後のあり方について、当審議会を活用するなど広く各界各層の意見を反映させる仕組みの構築を検討すべきである。」と報告されている。

（参 考）

- ・資料11 都道府県条例における規定内容（基本計画関係）

8 条例等の名称について（委員からの意見）

条例名及び審議会名称中の「保護」について、今回の条例改正にあたり検討してはどうか。

（参 考）

大阪府消費者保護審議会 条例改正検討部会における平成17年1月17日付け「大阪府消費者保護条例の改正に当たり、盛り込むべき基本的事項について（報告）」において、

「現行の条例及び審議会の名称にある「保護」の考え方を継承した条例及び審議会の名称とすべきである。」と報告されている。

9 集团的消費者被害回復制度の実施に伴う消費者団体との連携について
(委員からの意見)

集团的消費者被害の救済制度に係る特定適格消費者団体との連携について、今回の条例改正にあたり検討してはどうか。